

事業損失補償（日照阻害等）について

1 1 月 2 7 日 工事進捗説明会

目次

日照阻害

1. 日照阻害とは
2. 日照阻害（住宅居室）
3. 日照阻害（農作物）
4. 日照阻害（太陽光発電設備）
5. 補償の流れ（予定）
6. 今後のお願い（補償費算定に必要な調査、資料のご提供）

電波障害

1. 補償の基準
2. 補償対象
3. 補償内容
4. 補償の流れ（予定） ⇒ 今回説明
5. 今後のお願い（補償費算定に必要な調査、資料のご提供）

- 日照阻害に対する補償とは

中央新幹線の構造物の設置により生じた日陰（以下「日照阻害」といいます。）による「住宅居室」、「農作物」、「太陽光発電設備」の損失に対する補償です。

- 今回は、補償の内容、手続きの流れ、補償にあたっての今後のお願い等について説明いたします。

日照障害（住宅居室）に対する補償

補償の基準

「公共施設の設置に起因する日照障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。

補償対象

日照障害（冬至の日の日陰の範囲内）により日陰時間が一定時間を超える住宅で、工事完了以前から居住されている方を対象に補償します。

※ 住宅等とは、住宅、アパート等であり、単に土地を所有している方や、居住していない家主は、補償対象外となります。

喬木村では、工事完了後の冬至の8時から16時までの間において、住宅の2階居室の開口部中央の日陰時間が5時間を超える場合に補償します。

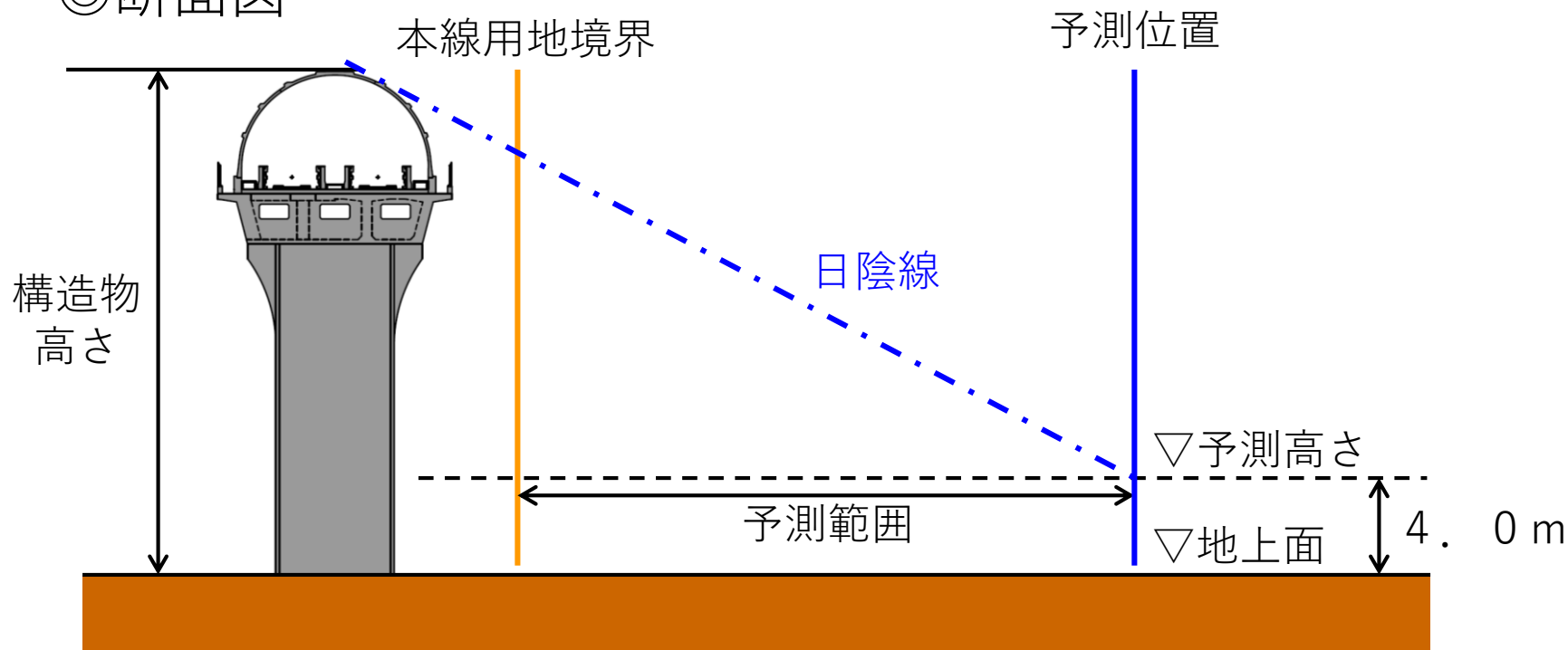
（例）冬至の日に7時間の日陰が発生した場合 → 補償対象時間：7 - 5 = 2時間

本線構造物により生じる日照影響

◎予測条件

項目	条件
予測時期	冬至日の8時～16時
構造物高さ	環境対策工を含む高さ
予測高さ	地上から4.0m
予測範囲	本線用地境界より北側

◎断面図



日照障害（住宅居室）に対する補償

補償時期

構造物（フードや防音壁等の環境対策工含む）完成後に補償いたします。

補償内容

日陰時間により増加する暖房・照明・乾燥費等を金銭補償します。費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

所有者	・ ・ ・ ・ ・	30年
借家人	・ ・ ・ ・ ・	5年

日照障害（農作物）に対する補償

補償の基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針」（以下「農作物指針」といいます。）に基づき補償します。

補償対象

日照障害（秋分の日の日陰の範囲内）により一定以上の損害等が生じたと認められる方のうち、工事完了以前から耕作をされていた方が対象に補償します。

※「農地」は、農地法第2条第1項に規定する農地で、家庭菜園は該当しません。

補償時期

構造物（フードや防音壁等の環境対策工含む）完成後、かつ現地の日陰影響調査終了後に補償します。

※減収率の算定にあたり、日陰と日向の単位面積当たりの収穫量を測る調査を日陰影響調査といいます。

日照障害（農作物）に対する補償

補償内容

日陰による農業減収額を金銭で補償します。

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

一般：30年、市街化区域等：10年

※ 喬木村内の補償対象となり得る農地の対象年数は30年です。

補償額算出方法（下記の算定式を基本とします。）

○農作物指針に基づく算出式

$$\text{補償額} = A \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

A：年間の農業収益の減少額

（従前の単位面積当たりの収穫量×農産物価格－日陰が生じた後の単位面積当たりの収穫量×農産物価格）
×日陰面積

r：年利率（R6.11現在：0.7%）

n：費用負担対象年数（30年）

○農作物指針を踏まえた便宜的な算出式

$$\text{補償額} = S \times D \times V \times P \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

S：作付面積　　D：減収率　　V：単位作付面積当たり収量

P：単位収量あたりの生産者出荷額　　r：年利率　　n：費用負担対象年数（30年）

補償の基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。

補償対象

日照障害により発電電力量の減少が認められる太陽光発電設備のうち、工事完了以前から設置・利用している方を対象に補償します。

補償時期

（１）太陽光発電設備の移設費用を補償する方法

太陽光発電設備の設置状況等を踏まえ個別に対応させていただきます。

（２）発電電力量の減少分を補償する方法

中央新幹線構造物（フードや防音壁等の環境対策工含む）の建設工事の完了後、日陰影響発生後の発電電力量の測定期間終了以降となります。

補償内容

個々の太陽光発電設備の設置状況等を調査させていただいたうえで、下記のいずれかの方法により補償します。

（１）太陽光発電設備の移設費用を補償する方法

太陽光発電設備を移設することにより、従前の発電量が確保できる場合には、移設に要する費用を金銭で補償します。

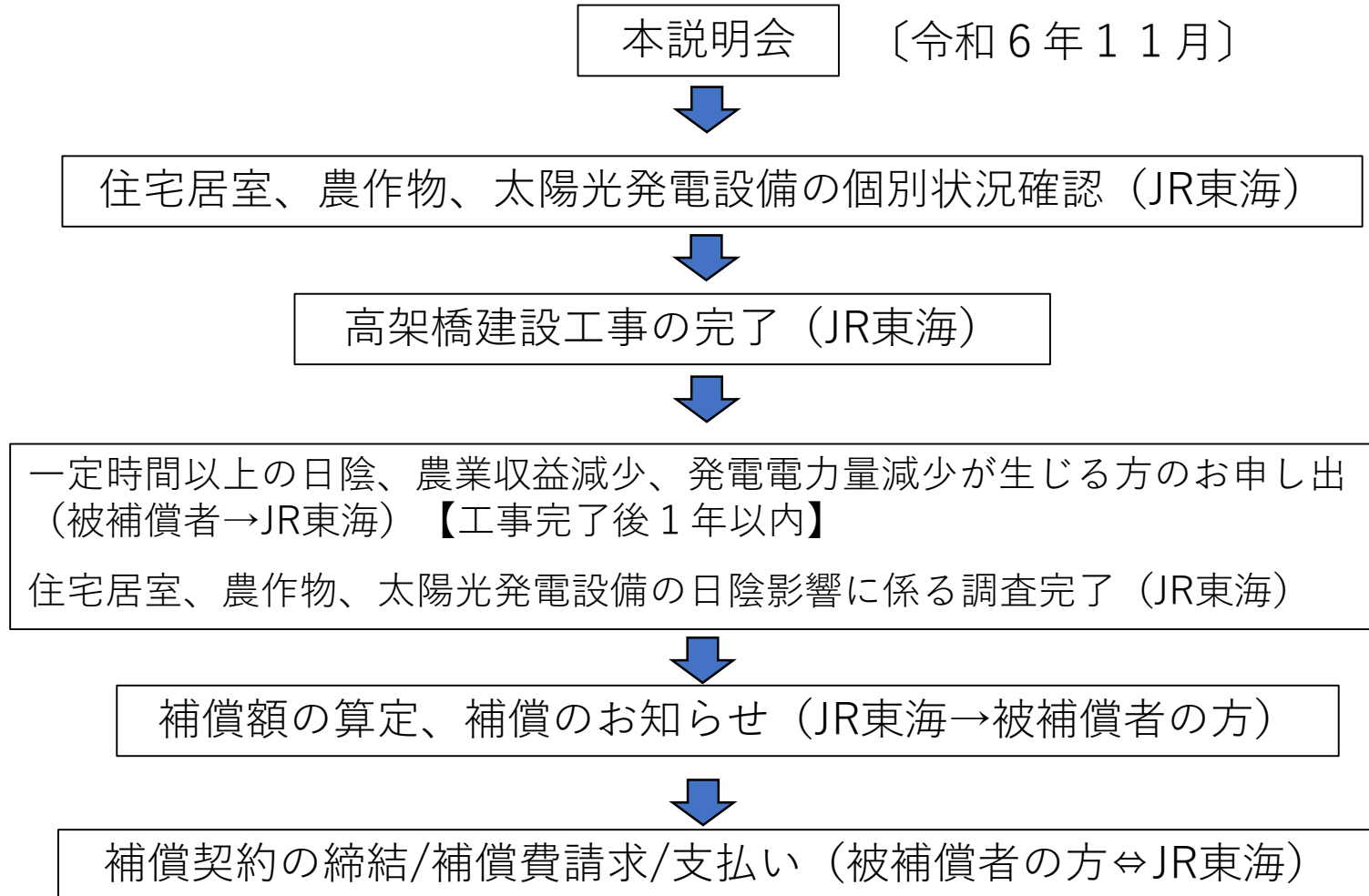
（２）発電電力量の減少分を補償する方法

日陰によって発電電力量が減少することにより生じる損害を金銭で補償します。

補償の対象期間は２０年が限度で、太陽光発電設備の設置時期等に応じて決定します。

日照障害（住宅居室、農作物、太陽光発電設備）に対する補償

補償の流れ（予定）



今後のお願い（補償費算定に必要なとなる調査、資料のご提供）

- 補償対象となり得る可能性のある方々には個別に訪問のうえ、居住の状況、耕作の状況、太陽光発電設備の設置状況、及び詳細な補償費算定方法等をご説明させていただきます。

（住宅居室）

- ・ 住宅等への立入調査（測量、間取調査、写真撮影等） をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

（農作物）

- ・ 日陰ができる前後の収穫量、農業収益が確認できる資料（出荷伝票等）のご提供をお願いします。

（太陽光発電設備）

- ・ 日陰ができる前後の発電電力量が確認できる資料（供給会社のWEB会員サービスで閲覧できるデータ、紙の領収書の明細、屋内に設置している表示モニターによる記録等）のご提供をお願いします。

補償の基準

「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき行います。

補償対象

中央新幹線構造物（高架橋）の建設工事の完了以前から自ら所有するテレビジョン受信設備により受信されている方（共同受信施設を所有しテレビジョン電波を各戸に伝送する方を含みます。）のうち、一定以上のテレビジョン電波受信障害（以下「電波障害」といいます。）が生じた方を対象に補償します。

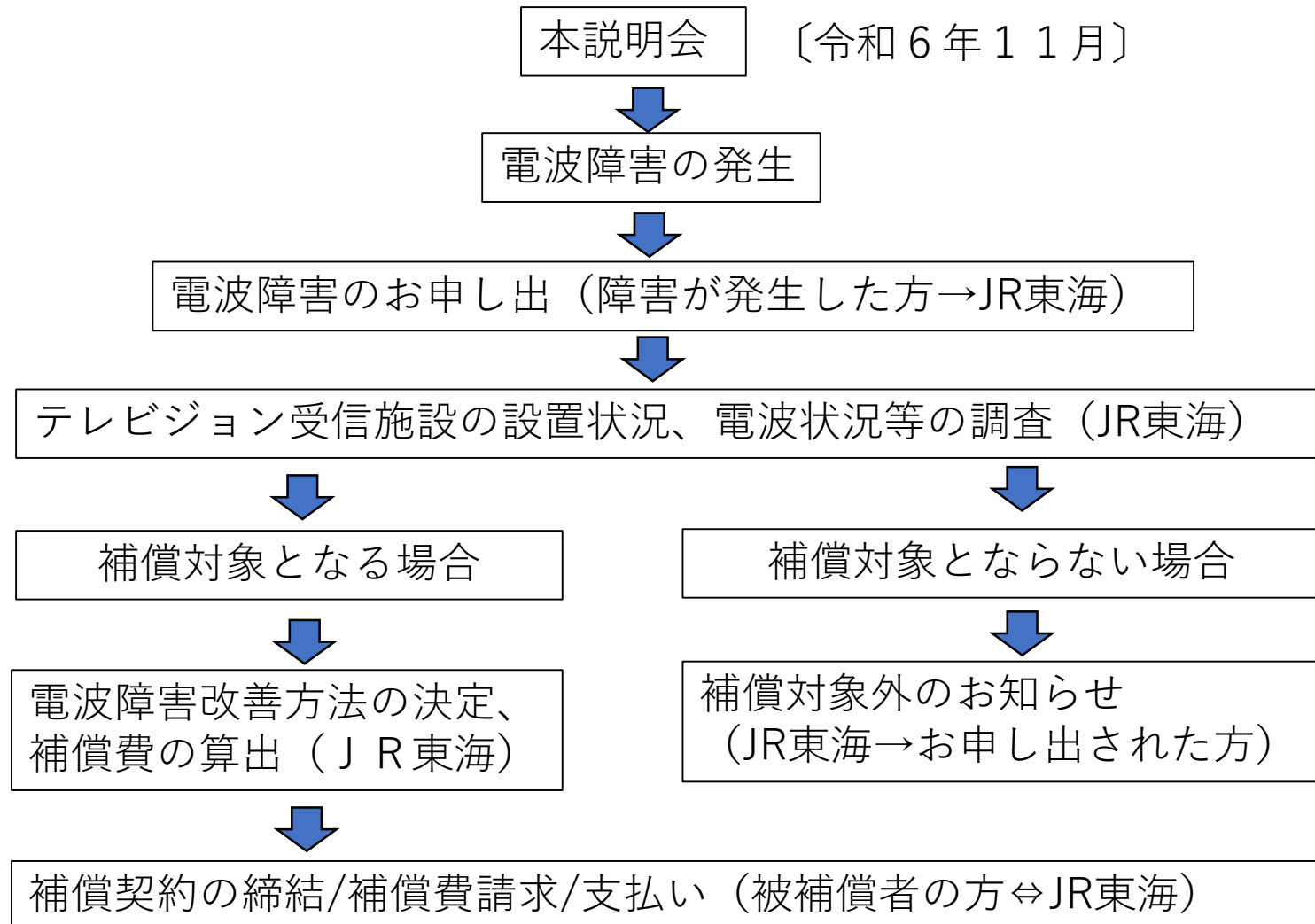
テレビ電波受信障害に対する補償

補償内容

中央新幹線構造物（高架橋）の建設工事の完了以前から自ら所有するテレビジョン受信設備により受信されている方（共同受信施設を所有しテレビジョン電波を各戸に伝送する方を含みます。）のうち、一定以上のテレビジョン電波受信障害（以下「電波障害」といいます。）が生じた方を対象に補償します。

テレビ電波受信障害に対する補償

補償の流れ（予定）



今後のお願い（補償費算定に必要な調査）

- ・電波障害が発生したときは、速やかにＪＲ東海へご連絡をお願いします。
- ・テレビジョン受信施設の設置状況、電波状況等の調査をさせて頂く際には、ご協力をお願いいたします。